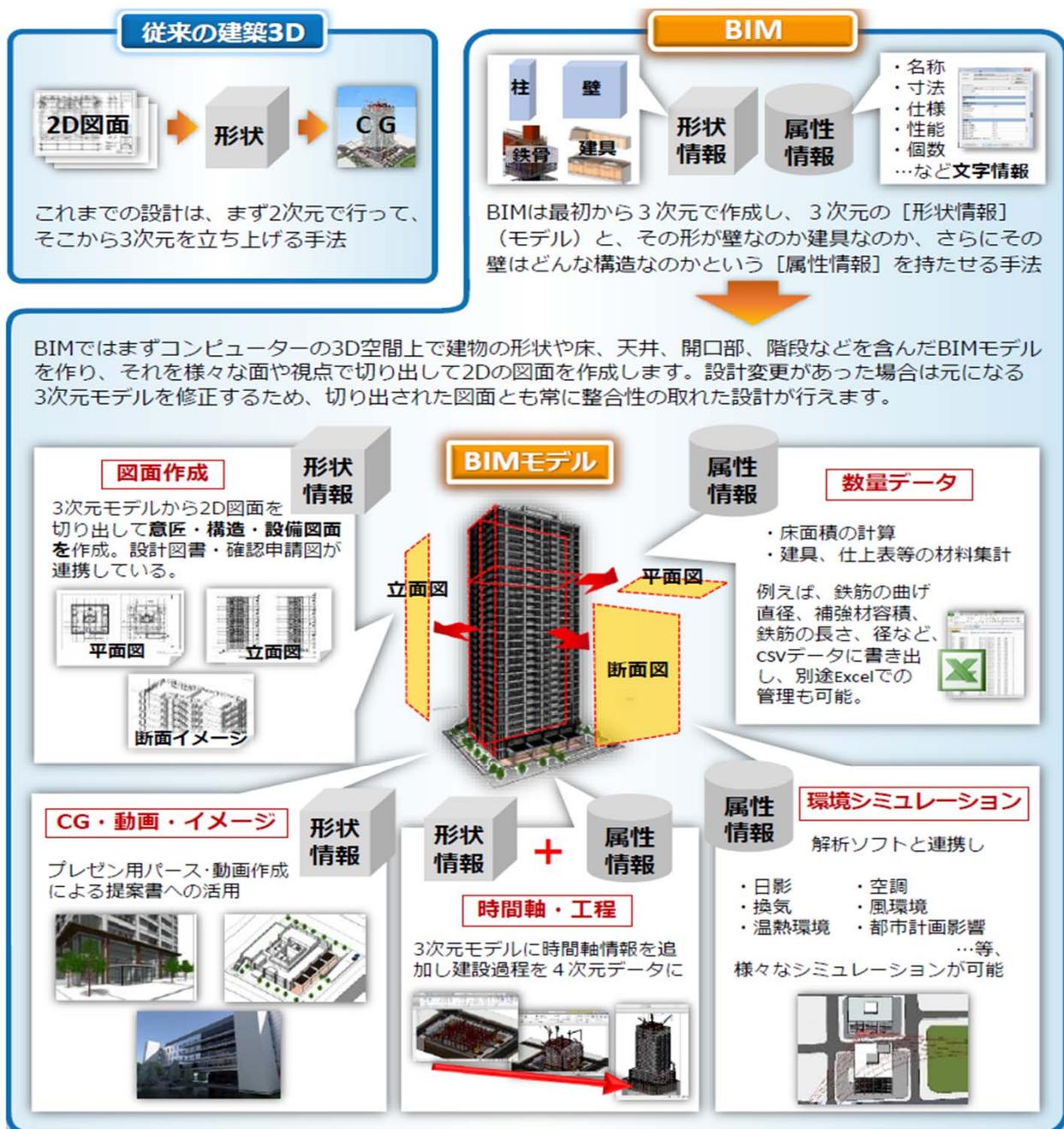


BIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）について

BIMとは「Building Information Modeling」の略称で、コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することです。BIMの効率的・効果的な活用により、施設の品質確保、施設における顧客満足度の向上等に資することが期待されています。



国土交通省は平成26年度に官庁営繕事業（設計業務及び工事）向けにBIMガイドラインを策定しました。受注者の判断でBIMを利用する場合や、技術的な検討や提案等を行うにあたってBIMを利用する場合に適用されます。

さらに平成30年度に、建設現場の更なる生産性向上に向けて、同BIMガイドラインの改定を行いました。

<以下は、国土交通省からの報道発表資料の抜粋>

平成30年8月2日

BIM活用による営繕工事の更なる生産性向上に向けて ～施工BIMの試行にあわせ、BIMガイドラインを改定～

国土交通省は、建設現場の生産性向上を図るi-Constructionの推進に向けて、BIM※₁ガイドラインの改定等を行い、発注者指定等によるBIM活用に対応したものとするとともに、施工段階でのBIM活用方法についての充実を図りました。

- 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、i-Constructionを建築分野にも拡大する方針とともに、本年度の官庁営繕工事における施工BIM等の施工合理化技術の活用の試行、BIMガイドラインの改定等について示されています。
- 国土交通省は、建築分野における生産性向上に向けた基準類改定の第3弾※₂として、BIMガイドラインの改定等を行いました。
- 本改定等は、本年度実施の施工BIM試行工事から適用する予定です。
- 本改定等について、広く公共建築工事において活用いただけるよう、各省各庁、都道府県及び政令指定都市の関係部署に情報提供しました。
- 本改定等が、BIM活用による関係者間の円滑な調整、手戻りの削減等による生産性向上につながることを期待します。

【BIMガイドラインの改定等の概要】

1. 「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」（BIMガイドライン）の改定
 - （1）発注者指定等によるBIM活用への対応（従前は受注者からの技術提案等についてのみ記載）
 - （2）施工段階におけるBIMの活用方法についての充実
 - ・技術的な検討における詳細度の参照資料（（一社）日本建設業連合会作成）の紹介を追加
2. 「BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)」の作成

- ※₁ BIM（Building Information Modeling）：3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することをいう。
- ※₂ 第1弾：H29.12「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」改定。
第2弾：H30.2「営繕工事電子納品要領」を含む4基準の改定。

お問い合わせ先

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室 山田、榮西

TEL：（03）5253-8111（内線23512, 23514） 直通 03-5253-8238 FAX：03-5253-1544

出典：国土交通省 BIM活用による営繕工事の更なる生産性向上に向けて
～施工BIMの試行にあわせ、BIMガイドラインを改定～
http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen06_hh_000030.html

出典：一般社団法人 日本建設業連合会 施工BIMのすすめ
https://www.nikkenren.com/kenchiku/bim_susume/index.html

空調設備ニュース

- 編集 技術委員会空調部会
 - 発行所 （一社）大阪空気調和衛生工業協会
大阪市中央区安土町1丁目7-20 新トヤマビル3階
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177
URL.<http://daikuei.com/>
-